

鉬山保安法施行規則の一部を改正する省令等について  
(目の水晶体の放射線防護)

令和 3 年 3 月  
経 済 産 業 省  
産 業 保 安 グ ル ー プ  
鉬 山 ・ 火 薬 類 監 理 官 付

## 1. 背景

国際放射線防護委員会（ICRP）が 2011 年に公表した「計画被ばく状況における職業被ばくに関する眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する勧告」を踏まえ、平成 30 年 3 月に放射線審議会から経済産業省に対し、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（眼の水晶体の放射線防護検討部会決定）の意見具申がなされた。

その内容を検討した結果、令和 2 年 2 月に意見具申の内容を受け入れる旨を放射線審議会に諮問し、これを妥当とする答申を受けたことから、関連する規則及び告示の改正を行う。

## 2 主な改正事項

- ①放射線障害の防止について鉬業権者が講ずべき措置（施行規則第 29 条）  
放射線量の測定結果の記録について、眼の水晶体の等価線量について追加。
- ②放射線業務従事者の線量限度（告示第 5 条）  
線量限度を年間 150mSv から 5 年間で 100mSv に改正。
- ③線量の測定（告示第 9 条、第 10 条）  
目の水晶体の等価線量の測定に 3 ミリメートル線量当量を追加。
- ④その他（別表第 1）  
原子力規制庁の告示（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の改正に伴い、放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を改正。